

Q557. 計画年休制度について教えてください。

計画年休制度とは、使用者が、事業場の過半数労働組合又は過半数労働者を代表する者との間で労使協定を締結した場合は、年次有給休暇のうち5日を超える部分について、労使協定で定めた日に年次有給休暇を与えることができるという制度です。労使協定で休暇日が具体的に定められた場合には、当該休暇日は、これに反対の労働者にとっても年休日となります。

計画年休の付与の方法は①事業場全体の休業による一斉付与方式、②グループ別の交替制付与方式、③計画表による個人別付与方式などが考えられます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成